

# 高麗時代の「烈女伝」と「方技伝」研究

——立伝人物の分析——

西 川 孝 雄

はじめに

1. 「烈女伝」と「方技伝」の作伝理由
  2. 『高麗史』列伝「烈女」
    - (i) 立伝人物史料
    - (ii) 「烈女伝」の人物分析
  3. 『高麗史』列伝「方技」
    - (i) 立伝人物史料
    - (ii) 「方技伝」の人物分析
- 小 結 論

はじめに

『高麗史』列伝第三十四には「烈女伝」があり、第三十五には「方技伝」の各伝がある。列伝第三十四にある「忠義伝」と「孝友伝」については先に、「高麗時代の『忠義伝』と『孝友伝』研究」（愛知学院大学人間文化研究所紀要『人間文化』第19号）を發表した。また、列伝第三十五にある「宦者伝」と「酷吏伝」については先に研究發表した<sup>1)</sup>。今回は「烈女伝」に見える12名と「方技伝」に見える5名の合計17名の立伝人物を分析し、高麗時代の「烈女」要因とは何か、また、「方技」5名の内訳は術数（士）家と占卜家が各1名と官医と名医が各1名、他は妙手画家1名であり、「方技」とは何かを考えてみる。高麗王朝の中で生きた立伝人物の生き様、出身階層、身分・官職（烈女伝の場合は夫・父の官職）、烈女になる変事遭遇要因等について検討する。

まず、「烈女伝」と「方技伝」の作伝理由から検討することにする。

## 1. 「烈女伝」と「方技伝」の作伝理由

まず、「烈女伝」にはこの伝を作った理由が次の様にある。

烈女

古者、女子、生而有傳姆之教、長有形史之訓、故在家爲賢女、適人爲賢婦、遭變故而爲烈婦、後世婦訓、不及於閨房、其卓然自立、至臨亂冒白刃、不以死生易其操者、嗚呼、可謂難矣、作烈女傳。

古者（いにしえ）は女子に生まれれば傳姆（保母）の教え有り。長じて形史（周代の女官の名称。女性の書記が宮中の政令や后妃のことをしるすのに形筆を用いた。群后进御〈宮女〉の事を記掌したこと）の訓（教え導き）有り。故に家にありては賢女となり、人（男子）に適げば賢婦となり、變故（非常のできごと）に遭えば烈婦となった。後世に婦訓（女の教訓）が閨房（婦人のねや）に及ばなければ其れ卓然（志操が高くぬきんでる）として自立し、亂に臨みて白刃を冒して

(敵中におどり入る) 死生を以て其の操<sup>みさお</sup> (志操) を易<sup>かえ</sup> (改める) ざるものは嗚呼<sup>あ あ</sup>, まさに難つかしと謂う可きなので、烈女傳を作る。

以上、「烈女伝」の作伝理由をまとめると次の様である。(1)昔は女子に生まれれば保母の教えが有り、成長すれば形史の教訓があった。(2)それ故、女子は家にあつては賢女となり、嫁に行けば賢婦となり、非常の変事に遭えば烈婦となった。(3)後世に女の教訓が閨房に及ばなかったので志操を高くもって自立し、乱に臨んで敵中におどり入り、生死を以て志操を変えない者はああ、まさに難しいと云うべきなので、それ故、烈女伝を作り「後世」の教訓としたいとある。変事に遭えば敵中におどり入り生死をかけて志操を変えない烈女・烈婦を評価の対象として民衆に対する「後世」の教訓としていることが判明する。

次に、「方技伝」にはこの伝を作った理由が次の様にある。

尚、「方技伝」とは医家・卜家・占星家・相家(人相見・観相者)等の伝記を収録したものである。列伝第三十五「方技伝」には前述したとおり術数(士)家、占卜家、官医、名医、画家の5名の各伝記がある。

#### 方技

盖以一藝名、雖君子所恥、然亦有國者、不可無也、自遷史、立日者・龜策・倉扁傳、而後之作史者、皆述方技傳、豈非是意耶、作方技傳。

盖<sup>けだ</sup>し(思うに)、一藝(能)を以て名のる(名が後世に伝わり残る)ことは、たとえば君子として恥ずかしがる所だが、しかし、やはり國を持つ者にはまさに、無くてはならないものである。遷史(司馬遷の『史記』)から日者列傳(日時の吉凶をうらなう人)・龜策(筮)列傳(かめの甲と筮竹を用いるうらない)・倉扁傳(漢代の名医倉公と戦国末の名医扁鵲。共に古代の名医の称)を立てて以来、後世の作史者達が皆、方技傳を述べたことはまことに、この意味ではないだろうか。方技傳を作る。

以上、「方技伝」の作伝理由をまとめると次の様である。(1)一芸(能)をもって名が後世に伝わり残ることは君子としては恥ずかしがることだが、やはり國を持つ者には無くてはならないことである。(2)司馬遷が『史記』で日者列伝・龜策(筮)列伝・倉扁伝を立てて以来<sup>2)</sup>後世の歴史家が方技伝を述べたことは実に有国者としてはなくてはならないことである。それ故、方技伝を作るのである。国家の支配者としては方技伝は必要であったと評している<sup>3)</sup>。

以上、要約した「烈女伝」と「方技伝」の作伝理由を参考にしつつ、高麗時代の「烈女伝」に見える12名と「方技伝」に見える5名の合計17名の立伝人物を分析検討してその特色を解明する。終わりに全体をまとめて結びとする。

## 2. 『高麗史』列伝「烈女」

### (i) 立伝人物史料

前述した様に列伝第三十四「烈女伝」には立伝人物12名があげられている。変事・遭難事故等に遭えば敵中におどり入り生死をかけて志操を変えない烈女・烈婦を評価の対象とされていることを指摘した。以下において「烈女伝」の各人物の①時代②夫(父)の官職③場所④動機要因⑤国家表彰等についてその特色を検討することにする。

#### (1) 胡壽妻俞氏

胡壽の妻俞氏は高宗四十四年(1257)に蒙古兵の汚す所(辱しめられる)となるを恐れて入水自殺した烈女である。その伝記は大略、次の様である<sup>4)</sup>。

#### (史料1)

烈女なり。胡壽の妻なり。未だ其の世系を詳にせず。高麗高宗四十四年壽出て孟州を守る。時に孟州人兵を避けて海島に寓す。蒙古の兵神威島を陥れ壽害に遇う。俞賊の汚す所とならんことを恐

れ水に投じて死す。

先ず、蒙古の第六次までの侵入と崔氏武人政権の崩壊までのあらましをみることにする。高宗十八年（1231）には蒙古軍の第一次侵入が始まり、侵略軍に反対する高麗人民の戦いが開始されている。1232年になると第二次の侵入が始まり、六月に高麗政府は江華島に蒙古の兵患を避けて遷都する。35年には第三次の侵入が始まり十二月には崔瑀は江華沿岸に堤岸・外城を加築させている。47年に第四次の侵入が始まり51年九月には仏力で敵の蒙古兵を退散させようと祈願して着手した「大藏経彫版」が完成している。53年には第五次の侵入が始まり七月には北界兵馬使が蒙兵の渡江を馳報し民戸を山城・海島に入保させている。55年には第六次の侵入があり三月には山城・海島の入保者を出陸させている。58年高宗四十五年三月には崔氏政権は崩壊し柳璈等が崔宜を誅殺し政権が王に帰している。

さて、烈女胡壽の妻俞氏は①高宗四十四年の時、変事に遭ったのである。俞氏の世系は未詳である。②夫の官職は『高麗史節要』（以下「節要」と略す）には「孟州守」とあり州の長官であろう。③孟州は平安南道孟山である。④夫の壽は蒙古の侵入から孟州を守るために出ていた。孟州の人々は蒙古兵を避けて海島に寓していた。蒙古兵は神威島を陥れ孟州守胡壽は害せられた。④妻の俞氏は賊の汚す所とならんことを恐れて入水自殺して死んだ烈女である。⑤国家表彰の記事はない。

孟州長官の妻俞氏は蒙古兵から身を守るために入水自殺して節義を守り烈女とされている。

## (2) 玄文奕妻

玄文奕の妻はその姓氏は不明である。元宗十一年（1270）に三別抄が江華で反乱をおこした時、文奕は逃がれて旧京（開城）にもどろうとした。賊船に追われて船が浅瀬にのりあげ矢がかいなにあたり舟中にたおれた。妻は「吾れ節義上、賊（三別抄軍兵）の辱しめられるところとならず」と云って、二女を携えて投水して死んだ烈女である。その伝記は大略、次の様である<sup>5)</sup>。

### (史料2)

史其の姓氏を失す。高麗元宗十一年三別抄江華に在りて叛し、文奕逃れて舊京（開城）に奔る。賊船四五艘翼して（翼のようになって）之を追う。文奕獨り之を射る。矢相接す。妻側に在りて矢を拵て之を授く。賊敢て近かず。文奕の船浅きに膠し（着く）、賊追いて之に及び、射て臂に中て舟中に仆る。妻の曰く、吾れ義鼠輩（小人ども。ののしることば）の辱しむる所とならずと、遂に二女を攜え水に投じて死す。賊文奕を執らえ、其勇を惜みて殺さず。既にして（やがて）文奕逃れて舊京に還る。

烈女玄文奕の妻は其の姓氏が不明である。①元宗十一年（1270）の時、変事に遭ったのである。②夫の官職は「節要」には「將軍玄文奕」とあり將軍である。③江華から開城へにげる途中の浅瀬である。④元宗十一年、三別抄は江華で反乱をおこす。將軍文奕は旧京にのがれようとした。賊船（三別抄軍）は四五艘でつばさのようにならび追って来た。矢をいってくいとめようとしたが船は浅瀬に着きひじに矢があたり舟中にたおれた。妻は義をふるい小人どもの辱かしめるところとならずと云って二女をつれて入水して死んだ烈女である。

其の後、賊は文奕をとらえて、其の勇を惜しんで殺害せず、やがて文奕は逃れて旧京に還ったのである。⑤「節要」には「將軍玄文奕妻、直学鄭文鑑妻、投水而死、不為賊所汚、節義可尚、加封贈、官其子孫」とあり、妻の行為を「節義尚ぶべし」として封贈をくだして子孫に官職が与えられていたことが判明する。

玄文奕の妻は三別抄の反乱軍兵から「節義」を出して辱しめられることから身を守り二女とともに投水して死んだ烈女であることが判明する。其の子孫は封贈をくだされ官職が与えられていた。

## (3) 洪義妻

洪義（?～1356年）の妻はその姓氏は不明である。恭愍王元年（1352）趙日新の乱の時、上護軍（正

3品の武官)になっていた義は乱軍により家で殺害されそうになった。劔でまさに義を切らんとした時、妻はにわかにも身をもって蔽いかぶさったが乱軍の兵士はやいばでこもごもさした。妻の顔面と手足の骨がおれ、夫の義は死なずにたすかった。洪義の妻は夫をかばってたすけた烈女である。その伝記は大凡、次の様である<sup>6)</sup>。

(史料3)

烈女なり。史其姓を失す。高麗恭愍王の朝、義上護軍と爲る。趙日新亂を作し人を遣りて義を其の家に害せしむ。劔を抜て將に義を斬らんとす。妻遽にわかに身を以て之を蔽い、號叫ごうきゆう(号泣)して攀援はんえん(よじのぼって蔽いかぶさる)し、挺刃ていじん(やいば)交こもごも加わり、面目支節多く折傷し、幾んど死す。義死せざるを得るに至る。

烈女洪義の妻は其の姓氏が不明である。①恭愍王元年(1352)に趙日新が乱をおこす。②その時、上護軍だった義は乱軍によって③家で殺害されそうになった。④劔でまさに夫の義を切らんとした時、妻はにわかにも夫の身の上によじ登って蔽いかぶさったが乱軍は上からやいばをさした。妻の顔面と手足の骨がおれたが、夫の義は死なずにたすかった。「節要」には「遣人殺上護軍洪義于其家、拔劔擊之、其妻遽蔽以身、義得不死」と伝えている。⑤妻に対する表彰の記事はない。

その後の夫は「節要」には「命……洪義……等、毎日入宮、事無大小、一切啓稟」と伝えており毎日宮殿に上がり大小事に関する上奏をしておる。また、「王、託以曲宴、召宰樞、皆会于闕、命判密直洪義等、召太司徒奇轍……」とあり、その後、洪義は密直使になっていたことが判明する。

洪義の妻は趙日新の反乱軍に夫が殺害されようとした時、身をもってかばい夫の身代りとなった烈女であった。夫の義は死なずにすんだのである。夫はその後、密直使(密直司の従2品)となっていた。

(4) 安天儉妻

安天儉の妻はその姓氏が不明である。「節要」には恭愍王二十二年春正月の条に次のようにある。

郎將安天儉家失火、天儉適醉臥、其妻從外、冒火扶出不得、遂與俱死。

ある夜、天儉の家は失火、天儉は酔臥、妻は身をもって夫におおいかぶさったが、助け出せず、一緒に焼死した烈女である。その伝記は大略、次の様である<sup>7)</sup>。

(史料4)

烈女なり。史其の姓を失す。天儉高麗恭愍王の朝郎將と爲る。一夜其の家失火し、天儉適ま酔臥す。妻火を冒し入りて之を扶けて以て出でんとし、力勝えず、身を以て天儉を蔽い遂に俱に焚く。

①恭愍王二十二年(1373)春正月に天儉の家は失火(あやまって火災を起こす)した。②夫の郎將安天儉は酔臥していた。③妻は家の外から火の中に入って助けだそうとしたが出来なかった。④たまたま夫の天儉は酔臥しており、身をもって夫の身の上におおいかぶさり一緒に焼死した。⑤表彰の記事はない。

安天儉の妻は家が火災を起こし、酔臥していた夫を助けようとしたが出来ず、身をもって夫の身の上におおいかぶさり一緒に焼死した烈女であった。

(5) 江華三女

江華の三女は江華府吏の娘である。辛禰三年(1377)に倭が江華を侵寇して人を殺したり物をうばったりした。三女はたまたま倭賊にあい節義を守って辱しめられず、共に三名は入江して死んだ。その伝記には大凡、次の様にある<sup>8)</sup>。

(史料5)

三女は江華府吏の處子(処女)なり。辛禰三年(1377)、倭江華を寇し、恣ほしままに殺掠す。三女は賊に遇い、義(節義を守って)辱はずかしめられず。相、攜たずさえて(ひきつれて)江に赴きて死す。

①辛禰三年(1377)の時②江華府吏の娘が3人③江華島(江都)で④倭寇に遇い節義を守って辱しめ

をうけず。共にひきつれて江に赴いて入江し死去した。⑤表彰の記事はない。

江華の三女は倭寇と遇い、節義を守って辱かしめを受けないために入江して死去した処子達であった。尚、辛禍三年には高麗が倭寇の禁圧を乞い二回も日本に遣使している。一回は六月に遣使しており、九月には鄭夢周を送り禁寇を請うている。

#### (6) 鄭満妻崔氏

鄭満の妻崔氏は靈巖郡の士人仁祐の娘であった。晋州の戸長鄭満にとつぎ子女を四人生んだ。辛禍五年（1379）に倭が侵寇した時、夫の満は京に行き留守であった。倭賊は村里に乱入した。妻の崔氏は諸子をつれて山中に避難した。崔氏は年三十余、貌美であった。賊は得てこれを汚さんと欲し、刃をちらつかせて脅かした。崔氏は樹にしがみつき拒んだ。そして、いきどおってののしって云った。「死んだと同じだ。汚されて生きるより、むしろ義（節義）に死なん」ととがめてやめなかったのが賊が殺害したのである。その伝記には大略、次の様にある<sup>9)</sup>。

（史料6）「崔氏奮罵の図」参照

高麗の烈女なり。靈巖郡の士人仁祐の女。晋州の戸長鄭満に<sup>とつ</sup>適ぎ、子女四人を生む。其季（季女すえっこ）は襁褓（<sup>きやうほう</sup>幼少のとき）に在り。高麗辛禍四年倭寇晋州を侵す、時に満京に如きて家に在らず。賊居る所の里に闖入り。崔諸子を攜えて山中に避け<sup>かくれ</sup>匿る。崔三十餘、貌且つ美なり。賊得て之を汚さんと欲し、刃を露して之を脅す。崔樹を抱て拒み、奮罵（いきどおってののしる）して遂に賊の害する所となる。賊二子を虜にして去る。子習甫（男子の美称）、六歳屍の側に<sup>ていごう</sup>啼號（なきさけぶ）し、襁褓の兒は猶<sup>ほふく</sup>匍匐（はらぼう）して乳に就き、血淋漓（<sup>りんり</sup>したたる）として口に入り尋で死す。後ち十年都觀察使張夏事を以て聞す。乃ち命じて其閭（<sup>のぞ</sup>村里）に旌表（地方長官が旗を立ててほめ表わす）し、習の吏役を蠲（免除）かしむ。

①倭が崔氏の村里に乱入したのは辛禍五年のことであった。②と③妻の崔氏は晋州の戸長鄭満にとつぎ子女を四人生んでいた。その崔氏は靈巖郡の士人仁祐の娘であった。④倭寇が郷里に乱入した時、夫の鄭満は京に出かけて不在であった。そこで、諸子をつれて山中に避難した。崔氏は年は三十余で美貌であった。賊はこれを得て汚さんと欲し刃でおびやかした。崔氏は樹にしがみつき拒んでいった。「死んだに等しい。汚されて生きるより、むしろ義（節義）に死なん」ととがめて口がとまらなかつた。そこで賊は殺害した。賊は二子を虜にして去った。子の一人習は六歳で母の横で泣きさけんでいた。幼き子ははらばって乳をのみ、血がしたたって口に入り吸いつつ死んでいった。⑤十年後、都觀察使（一道を専制し、その地方官吏の黜陟に関する事を受け持った地方長官）張夏がこのことを上聞した。その村里で旌表して子の習の吏役が免除された。

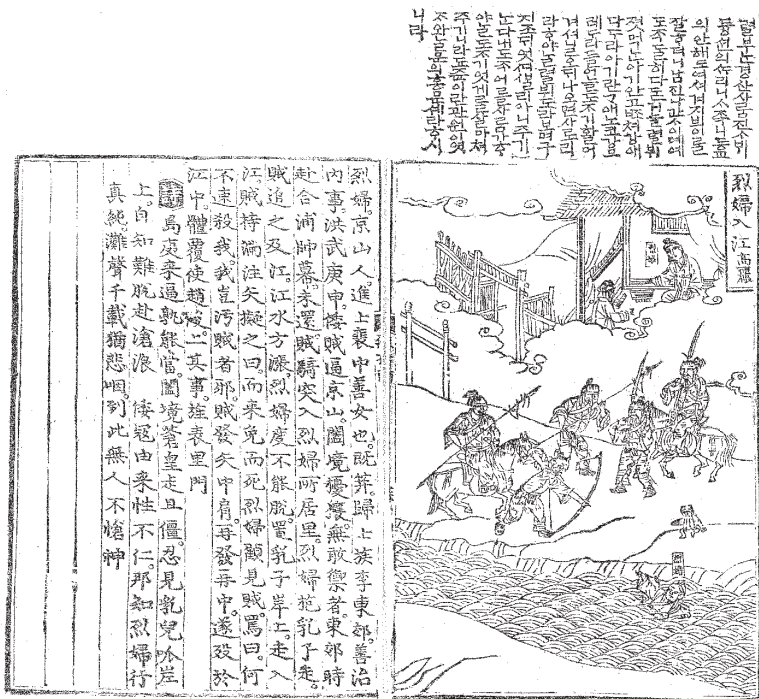
晋州戸長鄭満の妻崔氏は倭寇が郷里に乱入した時、つかまり殺害されてしまった。幼児が乳をのみ母からしたたる血が口に入り吸っていた。賊に汚されんより節義を守って死んだ崔氏は烈女として評価された人物である。十年後、村里で旌表され子の習の吏役が免除されていた。

#### (7) 李東郊妻裴氏

李東郊の妻裴氏は京山府八莒県人で三司左尹仲善の娘である。郎将（正6品の武官）の李東郊にとついだ。辛禍六年（1380）倭賊が京山にせまり、国境がさわぎみだれており、防禦する者がいなかった。夫の東郊は合浦の幕舎におもむいて帰っていなかった。賊騎は村里に突入してきた。妻の裴は子供を背負い所耶江に至った。江水深く、脱出できないと考え入水した。賊は岸に至り矢をいって云った。「お前がもどらば死を免がれる」と。妻の裴は賊をののしって云った。「どうして私を早く殺さないのか。私は書生の女で烈女は二夫につかえないと、私はどうして賊に汚される者となるのでしょうか」と。賊の矢が子供にあたった。また、矢をいって前の様にくりかえした。ついに出てゆかず殺害されるにいたった。その伝記には大凡、次の様にある<sup>10)</sup>。



史料 6 世宗 13 年 (1431 年) 刊・成宗 20 年 (1489 年) 増補本『三綱行実図』崔氏奮罵の図  
出所：世宗大王記念事業会編『三綱行実図』1972 年刊，213 頁と 214 頁。



史料 7 世宗 13 年 (1431 年) 刊・成宗 20 年 (1489 年) 増補本『三綱行実図』烈婦入江の図  
出所：世宗大王記念事業会編『三綱行実図』1972 年刊，215 頁と 216 頁。

（史料7）「烈婦入江の図」参照

京山府八莒縣の人。三司左（錢穀の出納と会計に関する事を受け持った官衙・三司の正2品官職）尹仲善の女なり。郎將李東郊に適ぐ。高麗辛禰六年倭寇京山に逼り、闔境（国境）擾攘（さわみだれる）し、敢て禦ぐ者無し。東郊時に合浦の帥幕（大將が勤務する幕舎）に赴きて未だ還らず。賊騎裴氏居る所の里に突入す。裴其兒を負い所耶江（慶尚・星州仁同県漆津の下流。一名高道岩津）に至る。江水方に漲る。脱する能わざるを度りて水に投ず。賊岸に至り満を持し（弓を十分に引きしぼる）矢を注いで曰く、汝來らば死を免かるべしと。裴顧みて賊を罵て曰く、何ぞ速に我を殺さざる、我は書生の女、嘗て聞く烈女は二夫に事えずと。我豈賊に汚るる者ならんやと。賊之を射て其兒に中つ、引満して（一杯に弓を引きしぼる）又語ること前の如し。竟に出でずして害に遇う。體覆使趙浚（1346年～1405年）事を具して聞し遂に、里門に旌（表）せらる。

①辛禰六年（1380）に倭賊が京山府にせまり、國境がさわがしく、防禦する者がいなかった。②と③妻の裴氏は京山府八莒県人で三司左の尹仲善の娘で、郎將の李東郊にとついでいた。④夫の東郊は合浦の幕舎にいて不在であった時、賊騎は村里に突入してきた。妻は子供を背負い所耶江に至ったが、江水深く脱出できないと考えて入水した。賊は岸辺で弓を十分に引きしぼって云った。「もどらば死を免れよう」と。裴氏は賊をののしって云った。「早くころさないのか。私は書生の女で烈女は二夫にまみえない。どうして賊に汚される者となるでしょう」と。賊は矢をいってきて子供にあたった。そして前の様にくりかえし云った。ついに殺害されてしまった。⑤その後、體覆使（王の命令を受けて地方に出掛け、官吏達の軍務に関する犯罪事実等を調査する臨時の官職）趙浚が事の一部始終を上聞（王に奏聞する）して妻裴氏は里門に旌表された。

郎將李東郊の妻裴氏は賊騎が村里に突入した時、子供を背負い所耶江まで逃げたが江水深く脱出できないと考え入水した。賊は岸で一杯に弓を引きしぼって「もどらば死を免かれる」と云った。裴氏は「早くどうしてころさないのか、烈女は二夫にまみえない。どうして賊に汚されましよう」と云つてののしった。矢は子供にあたり、賊はくりかえして云った。ついでに行かず殺害された烈女である。その後體覆使趙浚が事の一部始終を上奏して、妻裴氏は里門で旌表された。

(8) 康好文妻文氏

康好文の妻文氏は光州甲郷の人である。判典校寺事の康好文に嫁いだ。辛禰十四年（1388）の時、倭賊が突入し、州兵は防禦出来ず、文氏は二兒をつれて走りかくれたがとらわれてつれていかれた。文氏は幼兒を衣服のうちがわに入れて樹陰において、長兒に云った。「しばらくここにおりなさい収護する者がいよう」と。長兒はむりに従つてついていった。無佛山の極楽畔に至った。高さ千余尺もある石崖から身をふるわして投下した。賊は怒つて兒を殺して去った。崖下はつたかざらや蒲草が密生して右ひじを折つただけで蘇生した。里中の人が見ていて助けて、三日にして郷里に帰ったので里中の人々はいたく感心した。その伝記には大略、次の様にある<sup>11)</sup>。

（史料8）

烈女なり。光州甲郷の人。高麗の判典校寺事（経籍と祝疏を司った官衙の長）康好文に嫁す。辛禰の時倭寇州に入り、文氏二兒を攜えて走り匿れんとし、虜われて伴い行かる。文氏遂に免かれざるを知り、幼兒を裏みて（衣服のうちがわに入れる）樹陰に置き、長兒に謂て曰く、汝且く此に居れ、將に収護する者有らんと。兒強て從い行く。無佛山の極楽畔に至る。石崖有り、高さ千餘尺、上に路有り線の如し。文氏乃ち身を奮て投ず。賊怒りて兒を殺して去る。崖下蘿蔓（つたかざら）有り、蒲草又密にして死せざるを得、右臂を折り、久うして蘇る。適ま里中の人先に崖下に在り、見て之を哀み、饘粥（かゆ）して以て養う。居ること三日、賊退くと聞き、乃ち郷里に還る。人皆驚嘆（はなはだしく感心する）せしと云う。

①康好文の妻文氏は光州甲郷の人で、辛禰十四年（1388）の時、倭賊が郷里に突入して州兵は防禦出来なかった。②妻文氏は判典校寺事の康好文に嫁いでいた。③文氏は二兒をつれて逃げたがとらわれた。幼兒を樹陰にかくして長兒にいった。「しばらくここにいなさい、助けてくれるものがいよう」と云ったが長兒はむりやりついてきた。無佛山の極楽畔に至った時、文氏は高さ千余尺もある石崖から投下してつたかざらや蒲草が密生していたので右ひじを折っただけでたすかった。賊は怒って長兒を殺して去った。三日にして郷里に帰ったので里中の人々はいたく感心した。⑤表彰の記事はない。

判典校寺事康好文については次のようにいわれる<sup>12)</sup>。

字は子野。梅溪と號す。禰王代の文臣。恭愍十一年（1362）に文科に及第す。潭陽に居る。詩文を善くし、鄭道傳と同年及第たり、高麗の末官判典校寺事に至る。

潭陽に居住していたことが判明する。妻の文氏は倭賊が郷里に突入した時、二兒をつれて逃げてとらえられ、無佛山の極楽畔の石崖から賊に汚されて生きるより、身をいさぎよくして死んだほうがよいと云って投下した。右ひじを折っただけで里人の翁媪に助けられ三日にして里中に帰った烈女である。残酷だが長子は倭賊が怒って殺してしまった。

#### (9) 金彦卿妻金氏

妻金氏は光州に居住していた。夫は書雲正金彦卿で辛禰十三年（1387）に倭寇が侵入してにわか<sup>にわか</sup>に其の家に至り、家人は四方に逃げた。夫婦は共に草木の深く茂っている地にかくれた。賊はこれを捕えて汚さんとしたが妻金氏は地にたおれて伏して賊をののしって従わなかった。妻金氏は大声で叫んで「汝は早く私をころせ、節義を守ってけがされぬ」と云った。倭賊はいかつてついにこれを殺害してしまった。尚、夫は金氏でその妻も金氏の同姓婚である。その伝記には大凡、次の様にある<sup>13)</sup>。

(史料9)

書雲正（天文・曆数・測候<sup>ひょうりやく</sup>・刻漏等に関する事を司った官衛・従三品）金彦卿の妻なり。光州に居る。辛禰十三年倭寇剽掠<sup>ひょうりやく</sup>（おびやかしようぼう）して<sup>にわか</sup>に其家に至り、家人四竄（四方に逃げる）す。金氏其夫と共に林莽<sup>りんもう</sup>の間（草木の深く茂っている地）に匿る。賊之を捕えて汚さんとせしが<sup>ののし</sup>罵りて従わず。賊<sup>いか</sup>恚りて遂に之を害す。

①辛禰十三年（1387）に倭寇が侵入して金氏の家に至った。②夫は書雲正金彦卿である。③光州に居住しておった。家人は四方に逃げて夫婦は共に草木の深く茂った地にかくれたが賊に捕えられてしまった。④賊は妻金氏を辱かしめんとしたが地にたおれ伏して賊をののしって従わなかった。妻金氏は大声で「節義を守ってけがされぬ」と云った。倭賊はいかつてついにこれを殺害してしまった。⑤表彰の記事はない。

辛禰十三年（1387）、書雲正金彦卿の妻金氏の郷里の家に突然倭賊が突入してきた。家人は四方に逃げて夫婦は草木の深く茂った地にかくれたが賊に捕えられた。妻金氏は地にひれ伏して賊をののしって従わなかった。妻金氏は大声で「節義を守ってけがされぬ」と云った。そこで、妻金氏は殺害されてしまった烈女である。妻金氏は賊に対して「節義を守った人物」として評価され烈女とされていたことが判明する。

#### (10) 景德宜妻安氏

景德宜の妻安氏は昌平の人である。判事邦突<sup>えき</sup>の娘である。典医正（医薬・治療に関する事を受け持った官衛・典医寺の従3品官職）景德宜にとつぎ、井邑県に居住していた。辛禰十三年（1387）倭賊は其の里に入った。夫の徳宜は時に京にいた。妻の安氏はあわてふためいて二子と婢三人をつれて後園の土宇（穴蔵又は土小屋）にかくれた。賊はこれを得て汚さんと欲した。安氏はののしり拒んで従わなかった。賊はついに之を殺し、其の一子一婢を虜にして去っていった。その伝記には大凡、次の様にある<sup>14)</sup>。



## （史料10）

昌平の人。判事邦奕えきの女なり。典醫正景德宜とつに適とつぎ、井邑縣に居る。高麗辛禍十三年倭寇其の里に入る。徳宜時に京に在り。安氏蒼黃そうこう（あわてふためく）二子と婢三人とを攜え後園の土宇（穴蔵又は土小屋）に匿る。賊得て之を汚さんと欲す。安罵り且拒んで従わず。賊遂に之を殺し、其の一子一婢を虜にして去る。

①倭賊は辛禍十三年（1387）に安氏の住む里に入ってきた。②安氏は判事邦奕の娘で、典醫正景德宜にとついで③井邑県に居住していた。夫の徳宜は京にいて不在であった。④安氏は二子及び婢三人をひきつれて後園の土宇にかくれた。賊はこれを得て汚さんとしたが、安氏はののしって拒み従わなかった。賊は劔をぬいて脅かした。「節要」には「安、極口罵曰、寧死不従汝、賊怒殺之」とある。賊はついに安氏を殺し一子一婢を虜にして去っていった。⑤表彰の記事はない。

景德宜の妻安氏は倭賊が郷里に入ってきたので後園の土宇にかくれてつかまった。賊はこれを汚さんとしたが安氏はののしって拒んで従わなかった。安氏は口をきわめてののしって云う「むしろ死しても汝に従わず」と賊はついに安氏を殺して一子一婢を虜にして去っていった。妻安氏は節義を守った烈女として評価されていることが判明する。

## (II) 李得仁妻李氏

李得仁の妻李氏は古阜郡吏碩の娘である。郎将李得仁にとつぎ、井邑県に居住していた。辛禍十三年（1387）倭賊が侵入し、李氏を捕えてこれを汚さんと欲した。李氏は死をもって固く拒んだので、ついに賊に殺害された。尚、夫は李氏でその妻も李氏の同姓婚である。その伝記には大略、次の様にある<sup>15)</sup>。

## （史料11）

李氏は古阜郡吏碩とつの女なり。郎將李得仁に適とつぎ、井邑縣に居る。辛禍十三年倭賊至る。李を執とらえ之を汚さんと欲す。李死を以て固く拒み、遂に賊の殺す所となる。

①辛禍十三年（1387）に倭賊が井邑県の村里に侵入した。②李氏は古阜郡吏碩の娘である。夫は郎将李得仁である。③井邑県に居住していた。④倭賊は李氏を捕えてこれを汚さんと欲した。李氏は死を以てかたく拒んだので、賊に殺害されるにいたった。⑤表彰の記事はない。

郎将李得仁の妻李氏は倭賊の侵入によって捕縛されはずかしめられんとしたのを李氏は死を以てかたく拒み節義を守ったことが評価されて烈女となっている。

## (12) 権金妻

淮陽府民権金は夜虎に捕えられた。家には丁壯（男子）が七八人いたが、おそれて出なかった。妻は権金の腰を抱き、敷居の所で大いに叫んだ。虎は夫をすててめ牛をさらって去って行った。翌日夫の権金はついに死んだ。恭讓王二年（1390）に交州道觀察使都堂に報告してその村里に旌表（表彰）した。その伝記には大凡、次の様にある<sup>16)</sup>。

## （史料12）

淮陽府民権金夜虎うに搏たる。家に丁壯七八人有り、懼れて敢て出でず。妻金の腰を抱き、門限（敷居の所）に據りて大に叫ぶ。虎之を捨てて 牛を攫さらつて去る。翌日権金遂に死す。高麗恭讓王二年交州道觀察使都堂に報じ、其の閭（村里）に旌表す。

①恭讓王二年（1390）に②淮陽府民権金は夜虎に捕えられた。③家には成人男子が七八人いたが、おそれて出ようとはしなかった。④妻は夫の権金の腰を抱き、敷居のところで大声で叫んだ。虎は夫をすててめ牛をさらって去っていった。翌日夫の権金はついに死んだ。⑤交州道觀察使都堂（都評議使司）に報告してその村里に表彰した。その内容は不明である。尚、『東国輿地勝覽』卷四十七淮陽都護府の烈女の項には「事聞旌閭」とだけあり妻の名は「史失其姓名」としている。

以上、列伝三十四「烈女伝」に見える立伝人物12名についてその生涯の略伝について見てきた。変事に遭えば敵中におどり入り生死をかけて志操・節義を守って夫や子供のために殉じた烈女を評価の対象として「後世」の教訓としていたことが判明した。烈女に対して国家表彰がはじまり村里共同体の中で人間が殊に女性が死に殉じて相手を救い「節義」を守った人々の教訓を「後世」に伝えて民衆教育・儒教教化普及に活用したといえよう。

## (ii) 「烈女伝」の人物分析

列伝三十四「烈女伝」に見える人物分析をした一覧表は、表 I の通りである。

変事遭遇年代は高麗後期の三期から四期にかけて蒙古兵や倭寇の侵入した動乱期の人々が多いのが特色である。その内訳は高宗代 1 件元宗代 1 件恭愍代 2 件辛禑代 7 件と恭讓代 1 件である。以上合計 12 件で辛禑代が 7 件でもっとも多い。変事遭遇要因は表 I の通りである。(1)胡寿の妻兪氏は蒙古兵の賊に汚されんことを恐れて入水自殺である。(2)玄文突の妻は三別抄の反乱で夫が旧京へ逃亡中浅瀬に着き、妻は義をふるい「小人どもの辱かしめるところとならず」と云って二女をつれて入水自殺した。この節義は「尚ぶ可し」とされた。(3)洪義の妻は趙日新の作乱兵が家に来て義を切らんとしたのを妻は身を以ておおい、兵士にさされて顔面と手足の骨がおれほとんど死んだ状態であった。(4)安天儉の妻は失火し夫の天儉は酔臥。身を以て夫を助けようとしたが一緒に焼死した。(5)江華三女は倭賊に遭遇して節義を守って辱しめをうけず共に入江して死んだ。(6)鄭満の妻崔氏は倭寇が晋州に侵入し子供と山中にかくれた。妻の崔氏は三十余才で美貌であったため賊は汚さんと欲して刃で脅かした。崔氏は「汚されて生きるより義(節義)に死なん」と云って賊をののしり殺害されている。(7)李東郊の妻裴氏は倭賊が村里に突入してきたので兒を背負い所耶江を渡ろうとしたが水深く脱出できず入水しようとしたが倭寇が来て「汝もどらば死を免かれん」と云った。妻は「烈女は二夫につかえず、私はどうして賊に汚される者となろうか」と云って兒とともに矢にあたり殺害された。(8)康好文の妻文氏は倭賊が州内に突入。二兒を伴ってかくれたがとらわれた。無佛山の極楽畔に至り、高さ千余尺の石崖から身を投下して里人に助けられて蘇生して三日ぶりに故郷に帰って里人をおどかしている。(9)金彦卿の妻金氏は倭寇が光州の家に至り家人は四方に逃げたが賊に捕えられ大声で「節義を守ってけがされない」と云った。賊はいかり殺害されている。(10)景德宜の妻安氏は倭賊が村里に侵入、そこで安氏は二子と婢三人をつれて後園の土宇(穴蔵又は土小屋)にかくれた。賊に捕えられ劔で脅かされて汚さんとするが賊をののしって従わなかった。殺害されている。賊は一子一婢を虜として去った。(11)李得仁の妻李氏は倭賊の侵入により捕えられて賊は李氏を汚さんと欲したが死を以てかたく拒んだので殺害されている。(12)権金の妻は夫が虎に捕えられたので腰を抱いて助けようとして大声で叫んだ。虎は夫を捨ててめす牛をさらって行った。翌日、夫権金は死んでいる。

以上、変事に遭えば生死をかけて志操・節義を守って夫や子供のために殉じた烈女として評価の対象となり「後世」の教訓としていたことが判明する。夫の官職は(1)孟州守(長官)(2)將軍(3)上護軍(4)郎將(5)父は江華府吏でその娘達(6)晋州戸長(7)郎將(8)判典校寺事(9)書雲正(10)典医正(11)郎將(12)淮陽府民等である。以上、いろいろな官職の人々が夫となっていたことが判明する。烈女に対する国家表彰が記述されている。(2)の玄文突の妻の「節義を尚んだ」行為に対して「加封贈、官其子孫」とあり子孫に官位が与えられている。(6)の鄭満の妻崔氏の「節義に死なん」とした行為に対して十年後に、都觀察黜陟使張夏が上聞し村里で旌表されていた。子の習の吏役が免除されている。(7)の李東郊の妻裴氏の「烈女は二夫につかえず、私はどうして賊に汚される者となるでしょうか」と云って殺害された行為に対して体覆使趙浚(1346~1465年)は事の一部始終を上聞して妻裴氏は里門旌表されている。(12)の権金の妻は夫が虎におそわれたのを助けた行為に対して交州道觀察使は都堂(都評議使司)に報告し、村里で旌表されていた。

## 高麗時代の「烈女伝」と「方技伝」研究（西川）

表 I 「烈女伝」人物及び遭遇要因・表彰と夫（父）官職一覧

	人物	出身居住地	変事年代	遭遇要因	夫(父)の官職・表彰
(1)	胡寿妻 俞氏	世系未詳 孟州	高宗四十四年 (1257年)	○孟州で兵乱を避けて海中に寓居。 ○蒙古兵神威島をおとし胡寿害せられる。 ○妻俞氏賊の汚す所とならんことを恐れ入水自殺する。 ○国家表彰記事無し。	○夫・孟州守（長官） ○表彰記述無し。
(2)	玄文奕妻	史失其姓氏	元宗十一年 (1270年)	○三別抄は江華で反乱。 ○文奕旧京（開城）へ逃亡。賊船四五艘で追跡、浅瀬に着く。 ○妻は義をふるい小人どもの辱かしめるところとならずと云って、二女をつれて入水自殺。 ○（節義尚ぶ可し） ○夫は其後旧京へ還る。	○夫（將軍） （ ）は「節要」に依る。  ○（加封贈，官其子孫）
(3)	洪義妻	史失姓氏	恭愍朝 (1352～1374年)	○趙日新作乱。 ○家に人を遣り義を害せしむ。 ○劔で義を切らんとするに妻は身をもっておおう。 ○乱軍の兵士、劔で上からこもごもさす。妻は顔面と手足の骨がおれ、ほとんど死す。	○夫・上護軍  ○表彰記述無し。 ○（夫・後に密直使となる）
(4)	安天儉妻	史失姓氏	恭愍朝 （二十二年春正月） (1373年)	○ある夜、家から失火。夫の天儉酔臥。 ○妻これを助けんとするも力およばず。 ○身を以て夫を助けようとして一緒に焼死。	○郎将  ○表彰記述無し。
(5)	江華三女	不明	辛禡三年 (1377年)	○倭、江華を寇し、殺掠する。 ○三女、倭賊に遭遇。節義を守って辱しめをうけず。 ○三女共に入江して死す。	○（父）江華府吏
(6)	鄭満妻 崔氏 「崔氏奮 罵の図」 参照	晋州	辛禡五年 (1379年)	○妻の崔氏子女四人を生む。末っ子は幼少。 ○倭寇、晋州を侵す。夫は京にて家に不在。妻崔氏子供と山中にかくれる。 ○妻崔氏、三十余才美貌賊汚さんと欲し、刃で脅かす。 ○崔氏、樹を抱き拒み云う「死んだに等しい。汚されて生きるより、むしろ義（節義）に死なん」と。殺害される。 ○賊二子を虜にして去る。 ○子の習は六才、屍の側で泣く。幼児ははらばって乳をのむ。血はしたたり口に入り死す。	○夫・晋州戸長 ○（父）靈巖郡士人仁祐  ○十年後、都觀察黜陟使張夏、上聞し、村里で旌表。 ○子の習の吏役を免除。
(7)	李東郊妻 裴氏 「烈婦入 江の図」 参照	京山府八莒 県人	辛禡六年 (1380年)	○倭賊京山に侵入、防禦する者なし。 ○夫の東郊は合浦の大將のいる幕舎に赴き不在。 ○倭賊村里に突入。妻裴氏児を背負いて所耶江に至り水深く脱出できず。	○（父）三司左尹仲善 ○夫・郎将

				<p>○入水せんとするに倭寇は「汝もどらば死を免がれん」と云う。</p> <p>○妻云う「私は書生の女で烈女は二夫につかえず、私はどうして賊に汚される者となるでしょうか」と。</p> <p>○賊は弓矢を射って児にあたり殺害された。</p>	<p>○体覆使趙浚（1346～1405年）は事の一部始終上聞。妻裴氏里門旌表。</p>
(8)	康好文妻 文氏	光州甲郷人	辛禰十四年 (1388年)	<p>○倭賊州内に突入。文氏二児を伴いてかくれんとするに虜われる。</p> <p>○幼児を樹陰にかくして、しばらくここに居れ、助けてくれる者があらわれようと云う。長児は強いて従い行き無佛山の極楽畔に至る。</p> <p>○文氏、高さ千余尺の石崖から身をふるい投下した。賊おこり長児を殺し去る。</p> <p>○崖下につたかずらやがま草等がおいしげり右ひじを折り、里人に助けられ蘇生した。</p> <p>○里人は三日にして郷里にかえたのはなほだしく感心したと云う。</p>	<p>○夫・判典校寺事</p> <p>○表彰記述無し。</p>
(9)	金彦卿妻 金氏	光州 同姓婚	辛禰十三年 (1387年)	<p>○倭寇は光州の家に至り、家人は四方に逃げる。</p> <p>○金氏は草木の深く茂っている地にかくれる。</p> <p>○賊はこれを捕えたがののしって従わなかった。大声で叫んで「節義を守ってけがされない」と云った。</p> <p>○賊はいかつて殺害した。</p>	<p>○夫・書雲正</p> <p>○表彰記述無し。</p>
(10)	景德宜妻 安氏	昌平人 井邑県に居す	辛禰十三年 (1387年)	<p>○安氏は夫景德宜にとつぎ井邑県に居す。</p> <p>○倭賊は村里に侵入し、夫の徳宜は京にいて不在。</p> <p>○安氏あわてふためいて二子と婢三人をつれて後園の土宇（穴蔵又は土小屋）にかくれる。</p> <p>○賊は捕えて劔をぬいて脅かし、汚さんとするが安氏はののしりこばんで、従わなかったので殺害された。</p> <p>○賊は一子一婢を虜にして去った。</p>	<p>○(父)判事邦奕</p> <p>○夫・典医正</p> <p>○表彰記述無し。</p>
(11)	李得仁妻 李氏	井邑県に居す 同姓婚	辛禰十三年 (1387年)	<p>○倭賊が村里に侵入。</p> <p>○李氏を捕えてこれを汚さんと欲したが、李氏は死を以てかたく拒んだので、賊に殺害された。</p>	<p>○(父)古阜郡吏碩</p> <p>○夫・郎将</p> <p>○表彰記述無し。</p>
(12)	権金妻	史失其姓名	恭讓王二年 (1390年) 淮陽府	<p>○夫が虎に捕えられ妻は腰を抱き、門のしきいのところで大声で叫ぶ。</p> <p>○虎は夫を捨ててめす牛をさらって行く。</p> <p>○翌日、夫権金死す。</p>	<p>○交州道觀察使都堂に報じ、村里に旌表。</p>

烈女に対して高麗王朝では国家表彰・旌表がはじまり村落共同体の中で人間が特に女性が死に殉じて相手を救い「節義」を守った人々の教訓を民衆教育・儒教教化普及に活用したといえよう。烈女の行為に対して子孫に官位授与1件、村里旌表と子の吏役免除1件、里門旌表2件の合計4件が国家表彰されていたことが判明した。他の8件は国家表彰の記事はない。最後に遭遇要因では蒙古兵1件、三別抄反乱軍1件、趙日新作乱1件の計3件、倭寇が計7件、家失火夫醉臥して焼死1件、夫虎に捕えられる1件の計2件で合計12件となる。国内で遭遇した兵乱・作乱件数は3件であるのに対し倭寇に遭遇して自殺した件数が7件で最も多いことが判明した。

### 3. 『高麗史』列伝「方技」

#### (i) 立伝人物史料

先に述べた様に列伝三十五「方技伝」には立伝人物は5名あげられている。その内訳は術数（士）家と占卜家が各1名、宦医と名医が各1名、他は妙手画家1名の合計5名である。「方技伝」とは医家・卜家・占星家・相家（人相見・観相者）等の伝記を収録したものである。「方技伝」の序文には前述したように作伝理由がのべてある。司馬遷が『史記』で日者列伝・龜策（筮）列伝・倉扁列伝を立てて以来、後世の歴史家が方技伝を述べたことは実に有国者としてはなくてはならないことである。それ故、方技伝を作ったのである。国家の支配者としては「方技伝」は必要であったと評している。以下において「方技伝」の各人物についてその特色を検討することにする。

#### (1) 金謂磳（生没年未詳）

金謂磳は術士家・術数家である。彼は新羅末の僧道詵（827～898年）の風水説を学び上書して都を南京（漢陽）に遷さんことを請うている。肅宗四年に王は親幸して南京の地を相し、平章事崔思諷・知奏事尹灌等に命じてその役を監督して五年に完成している。その伝記は大略、次の様である<sup>17)</sup>。

#### （史料13）

術士なり。高麗肅宗元年衛尉丞同正と爲る。昔新羅の末、道詵入唐し、僧一行の地理の法を傳えて歸り、祕記を作る。謂磳其法を學び、上書して都を南京に遷さんことを請う。曰く、道詵の記に云う、高麗の地に三京有り。松嶽開城を中京と爲し、木覓壤漢陽を南京とし、平壤を西京と爲す。十一・十二・正・二月は中京に住し、三・四・五・六月は南京に居り、七・八・九・十月は西京に住まば、則ち三十六國朝天（王に謁見する）せんと。又云う、開國後百六十餘年木覓壤に都すと。臣謂うに今時（当今・今者）正に是れ新京に巡駐するの期なり。臣又竊に道詵の踏山歌を觀るに、曰く、松城落後向何處、三冬日出有平壤、後代賢士開大井、漢江魚龍四海通、と。三冬日出と云うものは、仲冬節には日たつみ異（南東の方角）方に出づ。木覓は松京の東南に在るを以て然か云うなり。又曰く、松嶽山爲辰馬主、嗚呼何代知始終、花根細劣枝葉然、纔百年期何不罷罷、爾後欲覓新花勢、出渡陽江空往還、四海神魚朝漢江、國泰人安致太平、と。漢江の陽は基業長遠にして四海來朝し、王族昌盛、實に大明堂の地と爲す。又曰く、後代賢士認人壽（人の寿命）、不越漢江萬代風、若渡其江作帝京、一席中裂隔漢江。又三角山明堂記に曰く、舉目回頭審山貌、背壬向丙、是仙鼈、陰陽花發三四重、親祖負山臨守護、案前朝山五六里、姑叔父母山聳聳、內外門犬各三兩、常侍龍顏勿餘心、青白相登勿是非、內外商客各獻珍、賣名鄰客如子來、輔國匡君皆一心、壬子年中若開土、丁巳之歲得聖子、憑三角山作帝京、第九之年四海朝、と。故に此れ明王盛徳の地なり。又神誌檀君の時の仙人と云う祕詞に曰く、如秤錘極器。秤幹扶疎楔、錘者五徳地、極器白牙岡、朝降七十國、賴徳護神精、首尾均平位、興邦保太平、若廢三諭地、王業有衰傾、と。之れ秤を以て三京に諭うるなり。極器は首なり、錘は尾なり、秤幹は即ち提綱の處なり。松嶽を扶疎と爲し、以て秤幹に諭え、西京を白牙岡と爲し、

秤首に諭う。三角山の南を五徳丘と爲し、以て秤錘に諭う。五徳とは中に面嶽有り、形丹にて土徳を表わし、北に紺嶽有り、曲形を爲す、水徳なり。南に冠嶽有り、尖鋭にして火徳なり。東に楊州の南行山有り、直形にして木徳なり。西に樹州(嶺)の北嶽有り、方形にして金徳なり。此亦道誦三京の意に合す。今國家中京有りて南京闕く、伏して望むらくは三角山の南、木覓の北平に就て、都城を立て、時を以て巡駐せられんことを、此れ實に社稷の興衰に關す、故を以て臣敢て忌諱を冒して謹み録して申奏すと。是において日者(占候卜)文象従いて之に和す。四年王遂に親幸して其の地を相し、平章事崔思諫・知奏事尹灌に命じて其役を董せしめ(監督させる)、五年にして成る。謂碑等又西京龍堰の舊墟を相し、新闕(宮)構築の役を起せり。

術士家金謂碑は道誦記、三角山明堂記、神誌秘詞等により南京(漢陽)に都を移さんことを主張している<sup>18)</sup>。彼は肅宗元年(1096)に衛尉丞同正となり肅宗6年(1101)には南京開創都監が置かれている。注簿同正金謂碑は西京龍堰の旧址をなおしたり新闕(宮)構築の役を起したりしている人物である。

### (2) 李寧(生没年未詳)

李寧は妙手画家である。仁宗から毅宗朝(1123~70)頃活躍した代表的画家である。内殿崇班の李俊異を師とした。仁宗と毅宗の寵愛を受けていた。樞密使李資徳に従い入宋し徽宗に「礼成江図」「天寿院南門図」等を描き献上し褒賞を受けている。その伝記には大凡、次の様にある<sup>19)</sup>。

#### (史料14)

全州の人。少より畫を以て名を知る。高麗仁宗の朝、樞密使李資徳に隨て入宋す。徽宗帝翰林待詔王可訓・陳徳之・田宗仁・趙守宗等に命じ、寧に就て畫を學ばしめ、且つ寧に勅して本國禮成江の圖を畫かしむ。徽宗嘆賞して曰く比來(このごろ)高麗の畫工使に隨いて至る者多し、唯だ寧を妙手と爲すと。酒食錦綺綾絹を賜う。寧少にして内殿崇班(掖庭局の正七品又は従七品の官職)李俊異を師とす。俊異後進の能畫者有るを妬み、推許(才能ありとしてほめ推す)する所少なし。仁宗嘗て俊異を召し寧が畫く所の山水を示す。俊異愕然として曰く、此畫若し異國に在らば、臣必ず千金を以て之を購わんと。又宋商圖畫を仁宗に獻ず。仁宗以爲えらく中華の奇品なりと、之を悦びて寧を召して誇示す。寧が曰く、是れ臣が筆なりと。仁宗信ぜず。寧圖を取りて粧背(よそおった背のかざり)を拆けば果して姓名有り。王益愛幸す。毅宗の時に及ぶまで、内閣の繪事は寧悉く之を主る。子光弼亦畫を以て見わる。

画家李寧は風景画で名声を博していた人物だが宋に赴き毅宗皇帝の賞讃を賜ったのは彼の画風が「徽宗皇帝の北宋院体系に属する名手でもあったが、高麗的な風土感覚の濃い異色の作品として、ひとしお徽宗の注目を惹いたものと思われる。」と崔淳雨先生はいわれる<sup>20)</sup>。子の光弼も画家となっている。

### (3) 李商老

李商老は明宗代(1171~1197年)の官医である。中書舍人仲孚の子である。父が叛僧の妙清と親しく坐して清州に流配された。商老も従って成長した。ある時、異僧に医方を授けられ、因って医を業とするようになった。後ち、京に至り、達官の疽腫(悪性のはれもの)を患う者を治している。毅宗は足疾を患いえず、商老は召されて鍼(はり)で治している。良醞令(宮中の酒に関する事を司った官衙・正八品)に超授され内侍に属した。数年で郎官となった。明宗朝に太府少卿となり、後ち事に坐して(事件の巻きぞえをくらう・連坐)海島に配されたが召還されて職に復帰した。その後、明宗代に吏部尚書となっている。その伝記は大略、次の様である<sup>21)</sup>。

#### (史料15)

高麗の中書舍人仲孚の子なり。仲孚叛僧妙清と善きに(仲がよく)坐して清州に流さる。商老之に従う。壯なるに及んで酒徒に交りて放浪す。異僧有り、授くるに醫方を以てす。商老因て醫を業とす。後ち京に至る。達官有り疽(かさ。悪性のはれもの)を患う。商老之を治して驗有り。毅宗

足疾を患い痊えず。其の名を聞き、召して之を鍼（はりをうつ）せしむ。立ろに癒ゆ。綾帛を賜い、良醞令に超授し内侍に屬せしめ、眷待（心をこめてもてなす）すること厚し。數年ならずして遷りて郎官に至る。明宗の朝太府少卿を拜す。後ち事に坐して配島せられしが、尋で召し還されて職に復し、内侍に籍し吏部尚書に至る。商老學術無きを以て識者其の稱わざる（適さない）を譏る。

官医の李商老は學術無きをもって識者から官医として適しないとそしられていた。三木栄著『朝鮮医学誌』にも彼の著作が見えないので医学書は著さなかったか伝わらないかであろう<sup>22)</sup>。

#### (4) 伍允孚

伍允孚は忠烈王代の占卜家で代々太史局の官となっていた。日月の蝕や星象の変異をみて吉凶をうらなう占候に精通していた。忠烈王代には判観候署事に累遷していた。元の世祖に召されて卜筮してあたり、名益高くなった。火星が月を食するは非常の変と占っている。諸事占い王の信任を得ている。其の伝記には大略、次の様にある<sup>23)</sup>。

#### (史料16)

復興郡の人。世々太史局の官と爲る。高麗忠烈王の朝判観候署事に累遷す。最も占候（日月の蝕や星象の変異をみて吉凶を占う）に精しく終夕寐ねず。祁寒盛暑といえども疾病にあらざれば廢せず。一夕星天樽（王の酒つぼ）を犯す有れば曰く、當に飲者使を奉じて來るべしと。星女林を犯す有れば曰く、當に使臣有り來りて童女を選ぶべしと。皆驗有り。又卜筮に善し。元の世祖召して之を試み、此より其の名益高し。允孚言う本國の曆、春秋仲月の遠戊日を以て社日（春秋の鎮守のまつり）と爲す。宋の舊曆及び元朝の今曆を按するに皆近戊日を以て社（立春後と立秋後の第五の戊の日）と爲す。自今請う近戊日を用いんと。竟に改訂す。王親しく太廟を給り謚冊を上る。公主（忠烈王妃）與に祭らんと欲す。允孚の曰く、大廟は祖宗の神靈在す所、畏るべしと。公主懼れて止む。公主將に元に如かんとし發するに臨みて宰樞を召し、日を卜して宮室を作らしむ。允孚の曰く、今年土功を興すは人主に利あらず、臣敢てトせずと。公主怒りて將に官を奪い之を答たんと欲す。柳暎諫めて之を止む。宰樞人を遣りて公主に白して曰く、寢殿の材瓦已に備わる、日官伍允孚土功が王・公主・世子に不利なりとして日を卜するを肯ぜず、乞う扈從の日（隨行の日）官文昌裕をして日を卜せしめ、旨を降されんことをと。公主怒りて允孚を流さんと欲す。王已むを得ず其の官を免ず。後ち王允孚が早く日を卜さざるを以て之を杖す。允孚曰く、日を卜するは凶を避けて吉に就かんと欲するなり、脅かされて之を涓ぶは涓ぶ無きに如かず、臣寧ろ戮せらるるも旨に阿ね（へつらう）らずと。火星月を食す。允孚文昌裕と與に泣て王に白して曰く、火星月を食するは非常の變なり。豈飯僧事佛の能く禳う所ならんや。願くは施爲（ほどこしおこなう）を慎み、以て災變を消さんと。是において直言を求め、造成の役を罷む。順昌宮災す、王允孚・文昌裕を召して曰く、卿等嘗て當に火災有るべきを言う、何を以て其の然るを知るやと。對て曰く、天譴（天のとがめ）章々（はっきりしている）たり、此の火の如きは猶お小災なりと。元の世祖親ら乃顔（元の太祖成吉思汗の末弟の帖木哥幹赤斤五世の孫）を征す<sup>24)</sup>。王兵を率いて征を助けんとし、行て平壤に至り、先づ柳庇を遣る。庇既に行き允孚をして之を卜せしむ。對て曰く某日庇必ず還り、而して殿下も亦此より返旆（軍を返す）せんと。期に至り王聖容殿後の岡に登り、北望之を久うし、戲に允孚に謂て曰く、汝卜し得て謬無きかと。左右をして之を執えしむ。允孚進んで曰く、今日尙お未だ昏れず、小しく待たるべしと。頃有りて驛騎塵を揚げて來る、果して庇なり。至りて曰く、帝乃顔を平げ諸道の兵を罷むと。此において王益之を信ず。允孚性切直、毎に災異に因りて諫め、言甚だ懇至、時政の言うべき有れば即ち入りて言い、聽かざれば涕泣して固く之を争う。王之を憚る。人と爲り貌醜く言笑寡し。公主嘗て王に謂て曰く、何故に數々此人を引見するやと。王の曰く、

允孚は吾の崔浩（北魏の政治家，博学，博士祭酒。太武帝に道教をすすめて廃仏毀釈を起こさす。）なり，貌醜しといえども棄つべからざるなりと。後ち公主容を改めて之を禮す。嘗て自ら天文を圖して以て獻ず。日者皆法を取る。官僉議贊成事に至り，致仕して卒す。

占卜家伍允孚は官位は都僉議贊成事に至り忠烈王三十年（1304）に卒している。伍允孚は復興伍氏の始祖である。

#### (5) 薛景成

薛景成は忠宣王代の名医である。新羅時代の薛聰（7世紀頃の文人 生没年不詳）の子孫と云う。世々医を業として医術に精通していた。初め尚薬医佐に補せられ，軍簿掾となり，にわかには同知密直司事に陞り，都僉議司事に転じて任官している。忠烈王の疾を治したり，元の世祖の不豫（天子の病氣）を治したりしており，また，成宗の疾をも治している。その伝記は大略，次の様である<sup>25)</sup>。

#### (史料17)

鷄林の人なり。自ら言う新羅薛聰の後なりと。世々醫を業とし其の術に精し。初め尚薬醫佐に補せられ，軍簿掾に累遷し，驟に同知密直司事に陞り，都僉議司事に轉じて致仕す。高麗忠烈王疾に遭う毎に必ず景成をして治せしむ。是に由りて名有り。元の世祖不豫（天子の病氣）なり，使を遣りて醫を求む。王即ち之を遣る。景成薬を用いて效有り。世祖喜んで館廩（館舎と米穀）を賜い，門者に勅して時に出入を得せしめ至れば即ち碁を圍ましめ親臨して之を觀る。留ること二年にして還る。幾くも無く世祖又之を召す。是より數しば往還し，世祖之を遇すること益厚し。成宗疾に寢し又之を召す。因て元に留まる。忠宣王の妃韓國公主（忠宣王妃薊国公主），趙妃の寵を專にするを妬み妃の父仁規の罪を誣す。元使を遣りて鞫問（罪人を取り調べて尋問する）せしめ，景成之に副たりしが，景成用事者（政權をにぎっている者）と通ぜず。特に贊成事を加えられ致仕して卒す。年七十七。景成長身風儀美に，性謹厚，天子に知られ，國王に幸せらるるといへども，未だ嘗て子孫の爲に恩澤を求めず，亦産業を治めず。子文遇登第して官成均大司成に至る。

名医の薛景成は長身で風儀が美しく性格は謹厚である。天子に良く知られ，國王に幸せられるといへども子孫の爲に恩澤を求めなかつた人物である。子孫の文遇は登第して官は成均大司成に至っている。

#### (ii) 「方技伝」の人物分析

列伝三十五「方技伝」に見える人物分析をした一覧表は表IIの通りである。

活動年代は肅宗王代から忠烈王代までの人々である。出身地もまちまちで生没年もはっきりしてない人物もいる。術士家の金謂禪は南京（漢陽）に都を移すことを主張した人物である。画家の李寧は仁宗と毅宗から寵愛を受け，宋の皇帝の徽宗から褒賞を受けていた人物である。官医の李商老は達官の疽を治したり，毅宗の足疾を鍼（はり）で治していた人物である。しかし，官医の李商老は異僧から医方を授けられていたから學術無き者とみられて識者から官医として適さないとそしられていた人物でもある。占卜家の伍允孚は占候に精通し元の世祖に召されて国際的に名声はますます高まった人物で，諸事を占い王の信任を得ていた。名医の薛景成は忠烈王の疾を治した。また，元の世祖の病氣を治したり成宗の疾を治したりもした人物でこの名医も国際的に名声が高かったことが判明する。

#### 小 結 論

列伝三十四「烈女伝」に見える12名の人物分析をしたが烈女の多いのは辛禰代で7件もあった。変事遭遇要因も12件の内，倭寇に遭遇して自殺した件数は7件もあり最多であった。一般的に倭寇の襲来開始は忠定王二年（庚寅1350）二月条にある「倭寇の侵すは，此れより始まる。」とされる<sup>26)</sup>。倭寇に遭遇して自殺した烈女被害7件は所謂「庚寅年以来」の倭賊襲来被害の証左となる事例である。烈女に対して国家表彰・旌表がはじまり村落共同体の中で女性が死に殉じて相手を救い「節義」を守った



## 高麗時代の「烈女伝」と「方技伝」研究（西川）

表II 「方技伝」人物・方技要因と官職一覧

	人物	出身地	活動年代	方技要因	官職
(1)	金謂碑	生没年未詳	肅宗元年 (1096年)	術士家・術数家 ○道説記、三角山明堂記、神誌秘詞、道説の凶讖説等により、南京（漢陽）に都を移すことを主張。 ○肅宗六年（1101年）南京開創都監が置かれる。	○衛尉丞同正 ○注簿同正
(2)	李寧	本貫全州 生没年未詳	仁宗～毅宗朝 (1123～1170年)	妙手画家 ○内殿崇班の李俊異を師とする。 ○仁宗と毅宗の寵愛を受ける。 ○樞密使李資徳に従い入宋。 ○徽宗に「禮成江図」「天寿院南門図」等 を画き褒賞を受ける。 ○子の光弼も画家となる。	
(3)	李商老		○明宗代 (1171～1197年)	官医 ○被讒配海島。 ○達官の疝を治す。 ○毅宗の足疾を鍼（はり）で治す。	○中書舍人仲孚の子。 ○良醜令、郎官。 ○明宗代太府少卿。 ○明宗十五年(1185年) 吏部尚書。
(4)	伍允孚	復興郡人	○忠烈王代 (1275～1308年)	占卜家 ○占候に精通。 ○元の世祖に召され名益高し。 ○火星月を食するは非常の変と占う。 ○諸事占い王の信任を得る。	○太史局の官 ○忠烈王代判觀候署事 ○都僉議贊成事
(5)	薛景成	本貫慶州 鷄林人	1237～1313年 (高宗二十四～ 忠宣王五年)	名医 ○忠烈王の疾を治す。 ○元の世祖の不豫（天子の病氣）を治す。 ○成宗の疾を治す。	○尚薬医佐 ○軍簿摠郎 ○同知密直司事 ○都僉議司事

人々の教訓を民衆教育・儒教教化普及に活用したといえよう<sup>27)</sup>。

一方、列伝三十五「方技伝」に見える5名の人物分析をしたが活動年代は肅宗王代から忠烈王代までの人々で、出身地、生没年もはっきりしない人物もおり、まちまちであった。高麗王朝の四区分でいえば、二期の門閥貴族時代から三期の武臣執権時代までの人々であった。術士家は都を移すことを主張した。画家は宋の皇帝徽宗から褒賞を受けていた。官医は達官や王の病気をなおし寵愛されていた。占卜家は占候に精通し元の世祖に召されて国際的にも有名人となった。また、諸事を占い王の信任を得ることに成功していた。名医は忠烈王の疾を治したり、元の世祖の病気を治したりして国際的に活躍し人気をばくしていた。『史記』で列伝が立てられて後世の作史者がまねて「方技伝」を作伝したことは国家にとって必要なことで、分析の結果各分野で活躍していた優秀な人物が載録されていたことが判明した。

## 注

- 1) 拙著「高麗時代の良吏と酷吏研究」愛知学院大学人間文化研究所紀要『人間文化』第17号、2002年刊。  
拙著「高麗時代の『宦者伝』研究——立伝人物の分析——」愛知学院大学『文学部紀要』第34号、2004年刊。
- 2) 日者列伝は巻百二十七、亀策列伝は巻百二十八にあり、倉扁伝は巻百五に列伝がある。
- 3) 正史の唐書・宋史・遼史・金史・元史に「方技伝」があり、北齊書・旧唐書・明史等は「方技伝」に作っている。
- 4) (史料1)

胡壽妻翁氏

胡壽妻俞氏，未詳其世系，高宗四十四年，壽出守孟州，時孟避兵，僑寓海中，蒙古兵，陷神威島，壽，遇害，俞，恐爲賊所污，投水而死。

5) (史料2)

玄文奕妻

玄文奕妻，史失其姓氏，元宗十一年，三別抄，在江華叛，文奕，逃奔舊京，賊船四五艘，翼而追之，文奕，獨射之，矢相接，妻在側，抽矢授之，賊，不敢近，文奕船，膠于淺，賊，追及射之，中臂仆舟中，妻曰，吾，義不爲鼠輩所辱，遂攜二女，投水而死，賊，執文奕，惜其勇不殺，既而文奕，逃還舊京。

6) (史料3)

洪義妻

洪義妻，史失姓氏，恭愍朝，義爲上護軍，趙日新，作亂，遣人害義于其家，拔劍將斬，義妻，遽以身蔽之，號叫攀援，挺刃交加，面目肢節，多折傷，幾至死，義，得不死。

7) (史料4)

安天儉妻

安天儉妻，史失姓氏，天儉，恭愍朝，爲郎將，家夜失火，天儉，適醉臥，妻，冒火入扶之出，力不勝，以身覆天儉，遂俱焚。

8) (史料5)

江華三女

三女者，江華府吏之處子也，辛禱三年，倭寇江華，悉殺掠，三女遇賊，義不辱，相攜赴江而死。

9) (史料6) 「崔氏奮罵の図」参照

鄭滿妻崔氏

崔氏，靈巖郡士人仁祐之女，適晉州戶長鄭滿，生子女四人，其季，在襁褓，辛禱五年，倭寇晉州時，滿，如京，賊，闖入所居里，崔，攜諸子避匿山中，崔，年方三十餘，貌且美，賊，得而欲污之，露刃以脅，崔，抱樹拒，奮罵曰，死等耳，與其見污而生，寧死義，罵不絕口，賊，遂害之，虜二子以去，子習甫，六歲，啼號屍側，襁褓兒，猶匍匐就乳，血淋漓入口，尋死，後十年，都觀察使張夏，以事聞，乃命旌表其閭，鑄習吏役。

10) (史料7) 「烈婦入江の図」参照

李東郊妻裴氏

裴氏，京山府八莒縣人，三司左尹仲善女也，適郎將李東郊，辛禱六年，倭賊，逼京山，闔境擾攘，無敢禦者，東郊，時赴合浦帥幕，未還，賊騎，突入裴氏所居里，裴，負其兒至所耶江，江水方漲，度不能脫，投水，賊至岸，持滿注矢曰，而來可免死，裴，顧罵賊曰，何不速殺我，我書生女，嘗聞烈女不更二夫，我豈污賊者耶，賊，射之，中其兒，引滿又語如前，竟不出，遇害，體覆使趙浚，具事以聞，遂旌表里門。

11) (史料8)

康好文妻文氏

文氏，光州甲鄉人，既笄，歸判典校寺事康好文，辛禱十四年，倭賊突入，州兵，倉卒不得制，文氏，有二兒，負幼攜長，將走匿，忽被虜，欲自絕不肯行，賊繫不頸，逼令前行，又逼棄所負兒，文氏，知不免，裏幼兒置樹陰，謂長兒曰，汝且在此，將有收護者，兒，強從之，行至夢佛山極樂菴畔，有石崖高可千尺餘，上有路如線，文氏，謂同被虜鄰女曰，汚賊求生，不如潔身就死，奮身而墜，賊，不及止之，罵極口，殺其兒而去，崖下有蘿蔓，蒲草又密，得不死，折右臂，久而復蘇，適里中人，先在崖竇，見而哀之，餽粥而養，居三日，聞賊退，乃還鄉里，莫不驚嘆。

12) 『東国輿地勝覽』卷三十九，潭陽，寓居の項参照。尚，文氏は卷三十五，光山烈女の項参照。

文氏，判典校寺事康好文妻也。辛禱戊辰 倭寇突入居里。文有二兒 負幼攜長 將走而匿被擄。寇繫其頸逼令前行 又逼棄其所負兒。文知不免 迺裏幼兒襁褓 置諸樹陰。謂長兒曰 汝且在此 將有收護者。兒強從之 行至夢佛山極樂菴畔 有石崖高可千尺。文謂同被擄鄰女曰 汚賊求生 不如潔身就死。乃奮身而墜 寇不及止之 罵極口 殺其兒而去。崖下有蘿蔓 蒲草又密 得不死 右臂折 久而復蘇。適里中翁媪 先在崖竇 見而哀之 餽粥以養。居三日 聞寇退乃還 里人莫不驚嘆。

13) (史料9)

金彥卿妻金氏

金氏，書雲正金彥卿妻也，居光州，辛禱十三年，倭寇剽掠，猝至其家，家人四竄，金與彥卿，奔匿林莽間，賊獲金，繫頸以去，欲污之，金，仆地罵賊，大叫曰，汝即殺我，義不辱，賊恚，遂害之。

14) (史料10)

景德宜妻安氏

安氏，昌平人，判事邦奕之女，適典醫正景德宜，居井邑縣，辛禱十三年，倭賊，闖入安氏所居里，德宜，時在京，安，蒼黃攜二子與婢三人，匿後園土宇，賊，得之，欲汚之，安，罵且拒，賊挫其髮，拔劍脅之，安，極口罵曰，寧死，不從汝，賊，遂殺之，虜其一子一婢而去。

15) (史料11)

李得仁妻李氏

李氏，古阜郡吏碩女也，適郎將李得仁，居井邑縣，辛禱十三年，倭賊至，執李欲汚之，李，以死固拒，遂為賊所殺。

16) (史料12)

權金妻

淮陽府民權金，夜被虎搏，家有丁壯七八人，懼不敢出，妻抱權金腰，據門限大聲叫號，虎舍之，攫犍牛而去，明日，權金死，恭讓二年，交州道觀察使，報都堂旌表其閭。

17) (史料13)

金謂碑

金謂碑，肅宗元年，為衛尉丞同正，新羅末，有僧道誥，入唐學一行地理之法而還，作祕記以傳，謂碑，學其術，上書請遷都南京曰，道誥記云，高麗之地，有三京，松嶽，為中京，木覓壤，為南京，平壤，為西京，十一・十二・正・二月，住中京，三・四・五・六月，住南京，七・八・九・十月，住西京，則三十六國，朝天，又云，開國後百六十餘年，都木覓壤，臣謂今時，正是巡駐新京之期，臣，又竊觀道誥踏山歌曰，松城落後向何處，三冬日出有平壤，後代賢士開大井，漢江魚龍四海通，三冬日出者，仲冬節，日出巽方，木覓在松京東南，故云然也，又曰松嶽山為辰馬主，嗚呼誰代知始終，花根細劣枝葉然，纔百年期何不罷，爾後欲覓新花勢，出渡陽江空往還，四海神魚朝漢江，國泰人安致大平，故漢江之陽，基業長遠，四海朝來，王族昌盛，實為大明堂之地也，又曰，後代賢士認人壽，不越漢江萬代風，若渡其江作帝京，一席中裂隔漢江，又三角山明堂記曰，舉目回頭審山貌，背壬向丙是仙龜，陰陽花發三四重，親祖負山臨守護，案前朝山五六重，姑叔父母山聳聳，內外門犬各三兩，常侍龍顏勿餘心，青白相登勿是非，內外商客各獻珍，賣名鄰客如子來，輔國匡君皆一心，壬子年中若開土，丁巳之歲得聖子，憑三角山作帝京，第九之年四海朝，故此明王盛德之地也，又神誌祕詞曰，如秤錘・極器・秤幹・扶疎・樑錘者，五德地，極器百牙岡，朝降七十國，賴德護神，精首尾均平位，興邦保大平，若廢三論地，王業有衰傾，此以秤，論三京也，極器者，首也，錘者，尾也，秤幹者，提綱之處也，松嶽，為扶疎，以論秤幹，西京，為白牙岡，以論秤首，三角山南，為五德丘，以論秤錘，五德者，中有面嶽，為圓形，土德也，北有紺嶽，為曲形，水德也，南有冠嶽，尖銳，火德也，東有楊州南行山，直形，木德也，西有樹州北嶽，方形，金德也，此亦合於道誥三京之意也，今國家有中京・西京，而南京闕焉，伏望，於三角山南木覓北平，建立都城，以時巡駐，此實關社稷興衰，臣干冒忌諱，謹錄申奏，於是，日者文象，從而和之，睿宗時，殷元中，亦以道誥說，上書言之。

18) 崔惠淑著『高麗時代南京研究』景仁文化社，2004年刊，第二章南京の設置参照。「南京建都議」列伝三十五，金謂碑伝参照。

19) (史料14)

李寧

李寧，全州人，少以畫，知名，仁宗朝，隨樞密使李資德，入宋，徽宗，命翰林待詔王可訓・陳德之・田宗仁・趙守宗等，從寧學畫，且勅寧畫本國禮成江圖，既進，徽宗，嗟賞曰，比來，高麗畫工，隨使至者，多矣，唯寧，為妙手，賜酒食・錦綺・綾絹，寧，少師內殿崇班李俊異，俊異，姪後進有能畫者，少推許，仁宗，召俊異，示寧所畫山水，俊，愕然曰，此畫，如在異國，臣，必以千金，購之，又宋商，獻圖畫，仁宗，以為中華奇品，悅之，召寧誇示，寧曰，是臣筆也，仁宗，不信，寧，取圖折粧背，果有姓名，王，益愛幸，及毅宗時，內閣繪事，悉主之，子光弼，亦以畫，見寵於明宗，王，命文臣，賦瀟湘八景，仍寫為圖，王，精於圖畫，尤工山水，與光弼・高惟訪等，繪畫物像，終日忘倦，軍國事，慢不如意，近臣，希旨，凡奏事，以簡為尚，光弼子，以西征功，補隊正，正言崔基厚，議曰，此子，年甫二十，在西征方十歲矣，豈有十歲童子，能從軍者，堅執不署，王，召基厚，責曰，爾獨不念光弼榮吾國耶，微光弼，三韓圖畫，殆絕矣，基厚，乃署之。

20) 崔淳雨編『韓國藝術全集』12 繪畫，同和出版社，1974年刊，6～7頁参照。

21) (史料15)

## 李商老

李商老，中書舍人仲孚之子，仲孚，坐與妙清善，流清州，商老，隨之，及壯，放浪逐酒徒，有異骨，授以醫方，商老，因業醫，後至京，有達官，患疽，商老，治之，驗，毅宗，患足疾，不痊，聞其名，召鍼之，立愈，賜綾帛，超授良醞令，屬內侍，眷待厚，不數年，遷至郎官，明宗朝，拜大府少卿，時算業及第彭之緒，譜承宣宋知仁・進士秦公緒，陰與南賊石令史，謀作亂，王，命內侍李存章・郎將車若松等，鞠之，逮繫甚多，更命內侍尹民瞻・上將軍崔世輔，按驗，勿分真偽，皆流海島，又閉城門，大索其黨，商老，亦以讒連逮，配島，百官，雖知其冤，然恐怖無敢言者，尋召還復職，籍內侍，後拜吏部尚書，商老，無學術，識者，譏其不稱。

22) 三木栄著『朝鮮医書誌』学術図書刊行会，昭和四十八年増修版参照。

23) (史料16)

## 伍允孚

伍允孚，復輿郡人，世爲太史局官，忠烈朝，累遷判觀候署事，允孚，精於占候，竟夕不寐，雖祁寒盛暑，非疾病，不廢一夕，有星犯天樽，曰當有飲者，奉使來，有星犯女林，曰當有使臣來，選童女，皆驗，又善卜筮，元世祖，召試之，益有名，允孚言，國家嘗以春秋仲月遠戍日，爲社，按宋舊曆，及元朝今曆，皆以近戍日，爲社，自今，請用近戍日，從之，王，親禘於大廟，上溢册，公主，亦欲與祭，允孚曰，大廟，祖宗神靈所在，可畏，公主，懼而止，允孚，又言於公主曰，天變屢見，加以亢旱，請弛營繕修德，弭災，後如有悔，恐被不言之罪，故言之，公主，將如元，臨發，召宰樞，令卜日作宮室，允孚曰，今年興王土功，不利於人主，臣不敢卜，公主怒，將奪官答之，柳墩，諫止之，宰樞，遣人白公主曰，寢殿材瓦，已備，日官伍允孚，以土功不利於王・公主・世子，不肯卜日，乞令扈從日官文昌裕，卜日降旨，公主怒，欲流允孚，王，不得已，免其官，後王，以允孚不早卜日，杖之，允孚曰，卜日者，欲避凶就吉也，脅而涓之，不如勿涓，臣，寧就戮，不敢阿旨，火星食月，允孚與昌裕，泣白王曰，火星食月，非常之變，豈飯僧事佛，所能禳乎，願慎厥施爲，以消災變，於是，求直言，罷造成役徒，允孚語典法摠郎朴仁澍曰，司中事，何稽滯之多也，仁澍曰，內教判旨如雨，安得不滯，允孚，以告王，王，使語仁澍曰，我非偏聽右其人，凡有告者，欲令有司，早剖決故，命之耳，豈爲私耶，仁澍對曰，若不下判旨內教，而臣等容私聽理，則罪當死矣，一日，龍化院池魚死浮出，莫知其數，允孚言，歲甲戌，東池有此怪而宮車晏駕，請王修省，順昌宮災，王，召允孚・昌裕曰，卿等嘗言，當有火災，何以知其然也，對曰，天譴章章，此火猶爲小災也，允孚又言，天變可畏，請設消災道場，王曰，天漸寒，今將往南京，還當行之，世祖親征乃顏，王率兵助征，行至平壤，先遣柳庇，既行，使允孚，卜之，對曰，某日，庇，必還，而殿下，亦自此返旆矣，至期，登聖容殿後岡，北望久之，戲謂允孚曰，汝卜得無謬乎，使左右，執之，允孚進曰，今日尚未昏，可小待，有頃，驛騎揚塵而來，果庇也，庇至曰，帝，平乃顏，罷諸道兵，王，益信之，允孚，因星變，白王曰，星變，不利於王・公主，王，問所以禳之，對曰，百姓無怨，可以禳之，不若，罷全羅・慶尚二道王旨別監，及公主食邑，王，只罷公主食邑，以其布帛，歸左倉，充百官俸，允孚，性切直，每因災異，言甚懇至，時政有可言，卿入諫，不聽，涕泣固爭，期於必從，王，憚之，常告朔于奉恩寺，且拜且泣曰，太祖太祖，君之國事，日非矣，因嗚咽不自勝，其誠懇，類此，爲人貌醜，寡言笑，公主，嘗謂王曰，何故數引見此人，王曰，允孚，吾之崔浩，貌雖醜，不可棄也，後公主，頗改容禮之，嘗自圖天文以獻，日者，皆取法焉，官至僉議贊成事致仕，卒。

24) 邱樹森主編『元史辭典』山東教育出版社，2002年，乃顏<sup>ナヘヤン</sup>の項18頁参照。

25) (史料17)

## 薛景成

薛景成，鷄林人，自言弘儒侯聰之後，世業醫，精其術，初補尙藥醫佐，累遷軍簿摠郎，驟陞同知密直司事，轉知都僉議司事致仕，忠烈，每遭疾，必使景成，治之，由是，有名，元世祖，不豫，遣使求醫，安平公主，賜裝錢及衣二襲，遣之，用藥有效，世祖，喜賜館廩，勅門者，時得出入，至使圍碁於前，親臨觀之，留二年，告歸，世祖，賞賜甚厚，且曰，得無念室家耶，汝歸挈家以來，景成，還，欲與妻，行，妻，不可，乃止，未幾，世祖，召之，自是，數往還，世祖，遇之益厚，前後所賜，不可勝紀，成宗，寢疾，又召之，因留元，忠宣，受禪，韓國公主，妬趙妃，誣妃父仁規罪，元，遣使鞠問，以景成，副之，景成，不與用事者通，特加贊成事致仕，卒，年七十七，景成，身長美風儀，性謹厚，雖見知天子，蒙幸國王，未嘗爲子孫，求恩澤，亦不治產業，子文遇，登第，官至成均大司成。

26) 武田幸男編訳『高麗史日本伝』(上)，岩波文庫，2005年，200頁参照。

李領著『倭寇と日麗関係史』東京大学出版会，1999年，148～153頁参照。〈庚寅年の倭寇〉で小貳氏が主役として想定されるとしている。

高麗時代の「烈女伝」と「方技伝」研究（西川）

- 27) 壬辰倭乱時の孝子・忠臣・烈女の件数は各々94件・54件・436件で合計584件もあった。  
朴珠著『朝鮮時代の旌表政策』一潮閣，1990年，141頁参照。  
烈女の役免除（復戸）の研究は次の論著参照。  
拙著『朝鮮王朝後期史研究』風媒社，1999年，109～113頁参照。